

女院について

—創設期の詮子・彰子を中心として—

久 下 裕 利

はじめに

太上天皇（上皇）に準じる身位としての女院の嚆矢は、一条天皇の生母藤原詮子が、正暦二年（九九一）九月十六日に、皇太后宮職を停められ、その代わりとして東三条院の宣下を受けたことにはじまる（日本紀略）。それが女院制として定着するのは、二代目となる太皇太后彰子が、万寿二年（一〇一六）正月十九日に東三条院を先例とする在所の邸宅名を院号にもつて東門院を用いたというのではなく、もう少し現実的な意味合いで言えば、封戸並び年官年爵権を獲得できた身位だったからなのであろう。

もちろん、創設期にあってそうした尊号に伴う経済的な配慮が要請されたにしても、さらに注視すべきは、道長・頼通時代の摂関期に於いて母后であった藤原氏九条家流の詮子・彰子の伯母姪が出家後にかわらず、女院の名のもとに王権を補佐する後見の役割を強力に行使したことである。女院と峻別する固有の意義を見出せるのであって、むしろそれこそが本稿のテーマとするところとなる訳である。

玉井力氏は、十・十一世紀の王権に関して、「王権は聖なる権威と世俗

の権力に分掌されるようになつた」と言い、王権がさまざまな後見者に支えられ、分権化されたが、あくまで神事・儀式を主宰するのは天皇であつて、後見者たちはいずれもその天皇の権威に依存する特別な人々であつたと述べている。さらにその後見者たちを、外戚であることよりどころとして行政面を担当する摂政・関白・内覽のグループと、行政担当の部門に働きかけることによってのみ後見が可能であったとする院・女院・母后等のグループに分け、王権を代行できるのは摂政だけであるとした。

いわば天皇の後見者たちの下位グループに位置付けられた母后や女院などだが、道長・頼通摂関期に於いて皇后に代わる中宮呼称が天皇の嫡妻とする概念を持つばかりではなく、将来天皇の母たる立場（国母）を確保する〈中宮〉呼称へと変容していった如く、中宮—皇太后—太皇太后の転上ルートは、天皇の母后であることを前提とした。つまり、天皇の生母たる國母の権威の発揚をもって、摂関家は政治的権力構造を築き上げていったのであって、その意味で母后を前提とする女院の存在意義は、親政を図り得る上皇の立場とは対極をなすものであり、摂関家の出自でありながら、王家に組み入れられる女院の権威・権勢を支えとして摂関家は天皇の専有する人事権や政務決定権をも左右することが可能であったのではないか。

そうした女院の政治的重みを本稿では検証することになる。

また近時、女院論も盛行するところとなつてはいるが、王権に関わる中宮論や国母論に表題上は隠れてしまいかつである。ともかく女院論の先駆的業績である龍肅「女院制の成立について」（『国史学』2、大正5年。のち『平安時代』春秋社、昭和37年）や、全女院の一覧表を付載して女院の全貌を把握する基礎を示した橋本義彦「女院の意義と沿革」（『古代史論叢下巻』吉川弘文館、昭和53年。のち『平安貴族』、昭和61年）があり、それらを踏まえて研究史を総括しながら、女院の変遷を院政期以降中世の女院領や不婚内親王の准母立后の問題に主眼を置く野村育世『家族史としての女院論』（校倉書房、平成18年）などもここで挙げておいて、この道長・頼通時代に限定する瑠末な女院論でも摂関政治研究への反映に資することを期待したいものである。^{注(3)}

I 東三条院詮子

冷泉・円融両統迭立を慣例とする時代にあって、兼家一統が花山天皇を早期退位に導き、寛和二年（九八六）七月二十二日、七歳の詮子腹懷仁親

王が即位し一条天皇となり、詮子は皇太后となつたにしても、円融天皇時、皇子のいなない右大臣頼忠女遵子が先に皇后となつて辛酸をなめていた。女院の成立^{注(4)}は、混乱した后位の序列とは別に、橋本義彦氏が言うように「母后優遇を本旨」とする、それも身分年功上太上天皇に準じた特別な身位が必要であったということであろう。正暦二年（九九一）二月十一日の円融院崩御と、その後の詮子の出家が直接の契機となつたといえる。

そもそも一条天皇即位式に於いて兼家と詮子がどのように幼帝にともな

つてその権威を臣下に見せつけたのか。摂政右大臣であつた兼家が、即位式二日前に右大臣を辞して摂政のみになつたのは、「北廂東幔内への伺候を摂政の役割として確立することを目的の一つとする政略であつた」と末松剛氏は述べている。^{注(5)} 即位式の「北廂東幔内」とは、皇后が母后として、夫から子への皇位繼承を見守る場所であつたという。一条天皇の場合、皇后は母后ではなかつたが、朱雀天皇時の穏子^{注(6)}とその兄で摂政であつた忠平の先例に倣つて、北廂東幔内への伺候を父摂政兼家に譲り、母后詮子は幼帝の傍に同座して作法を見守る役割を創出したのではないかと、史料の欠如によつて後の後一条天皇時の彰子が同輿・同座していることを根拠に末松氏は推断したのであつた。そして彰子が皇太后であつたことも、詮子を先例としたことであつたとすれば、末松氏が指摘するように、「摂政の北廂東幔内への伺候は母后を基盤として確立するのであり、平安中期の王権をめぐる母后的存在意義はかなり大きいものであつた」と言えよう。

外戚である摂政が、母后と一体となつて登壇して、天皇の「御後」に近侍し、それを列立して挙礼する臣下が見上げるという構図形態は、正月朝賀も同様だとすると、その権威は常に可視化され、強烈な示威となつて形成されたであろう。

また、平安時代前期の承和元年（八三四）以降から正月儀礼として恒例化する朝覲行幸は、天皇が上皇及び皇太后へ行う挙礼儀礼であり、天皇の国政的権威が上皇の家父長的権威の下に置かれていることを示すと考えられている。なお佐藤信氏は、仁明天皇の当初から朝覲の対象が、父である嵯峨上皇ばかりではなく母后太皇太后橘嘉智子の両者であつたこと、さらには承和九年（八四二）の嵯峨崩後は、母后ひとりのために行われていることに注目して、次のように述べている。

嵯峨太上天皇の家父長的権威とともに、太皇太后橘嘉智子も王権内の家族的

秩序の中で女系尊属として尊重されたこと。嵯峨太上天皇崩後は特に家族的秩序の核となる存在であったと思われる。これは嵯峨と嘉智子を父母とする正子内親王（淳和皇后）にも受け継がれ、正子内親王は「国母」と称される初例となっている。そしてこの王権内の母系・女系尊属の尊重が、次代の外戚としての藤原氏の勢力伸張につながっていくものと評価できるのではないか。

その上で、佐藤氏は最後に「太上天皇の家父長的権威は、外戚の立場とともに藤原良房・基經の引き継ぐところとなり、摂関制の成立を導くことになったのである」と結論づけたのである。つまり、王権内の家父長的権威は、母系・女系尊属の尊重によって維持され、秩序形成していくのであって、摂関家の家族的秩序も、それと重なることによって、転変し拡充していくのではないかと。言い換えれば、君臣秩序と「孝敬之道」を志向する家族的秩序との併存混亂ということでもでき、時にそれは准太上天皇として頂点に君臨する女院によって、政治的緊張を回避する融和が実現できたということかもしれないのだ。

では、具体的に詮子の場合はどうなのだろうか。円融院との親密性に欠けるところもあってか、詮子は幼帝とともに内裏に居り、一条天皇が父円融上皇に朝覲行幸する場合は、同輿した。さらに一条天皇は正暦元年（九〇）正月五日、元服するのだが、同月十一日の朝覲行幸でも皇太后詮子は同輿して円融寺にむかったのであった。つまり、詮子は一条天皇と同殿であったため、母后詮子への朝覲行幸はなかったことになり、正暦二年（九九一）女院となってから、東三条第に居住するようになり、一条天皇

による東三条院詮子への朝覲行幸が恒例化するのである。

円融院崩後の東三条院への行幸を、白根靖大氏は上皇に準じた女院の身位を重視する行為と理解するのに対⁽¹¹⁾して、服藤早苗氏はあくまで国母としての親権に拠ると主張するのである。⁽¹²⁾朝覲行幸成立時の趣旨からしても、穏子が培ってきた母后的権威・権勢からしても、この経緯をもつて女院としての実質を問うことには無理があろう。

長徳三年（九九七）のことだが、つまり長徳の変の混乱後、実資が大納言昇進から外れてしまった際の『小右記』（七月五日条）に「近臣頻執國柄、母后又專朝事、無縁之身處何為乎」と慨嘆している。この時大納言に任命されたのが、去年中納言になつたばかりの道綱で、この任命になつたのである。つまり、王権内の家父長的権威の介入があつたかの口吻で、「僅書名字不知一二者也」と、道綱を罵倒している。小野宮流の実資は円融朝に於いて藏人頭であり、譲位後は院別当となるなど円融院との関係は深いが、上皇として発言力のあつたことで知られる円融院も正暦元年（九九〇）十一月頃から病惱が重くなつて⁽¹³⁾、この頃に佐々木宗雄氏は政務を皇太后詮子が代行はじめていたと推察している。⁽¹⁴⁾正暦元年七月一日に兼家は薨去しているから、道隆が摂政の時である。

またここで道隆に関する事例も挙げておく。円融院崩後、長徳元年（九五）正月一日のこと、一条天皇の東三条院への朝覲行幸に際し、関白道隆が所労ゆえ参入できない旨の連絡に対し、女院は「頗不許也」（小右記）との返答をし、行幸がしばらく遅れるという事態になつたことがある。この女院を軽視する道隆の姿勢を咎めた件を、白根前掲論考は「女院の存在の大きさが窺われよう」とし、また古瀬奈津子氏も「女院への朝覲行幸の重要性を窺わせる」とするから、長徳の頃には女院としての威儀も備わつ

⁽⁹⁾注

（注）この頃に佐々木宗雄氏は政務を皇太后詮子が代行はじめていたと推察している。

⁽¹⁰⁾注

（注）この頃に佐々木宗雄氏は政務を皇太后詮子が代行はじめていたと推察している。

⁽¹¹⁾注

（注）この頃に佐々木宗雄氏は政務を皇太后詮子が代行はじめていたと推察している。

⁽¹²⁾注

（注）この頃に佐々木宗雄氏は政務を皇太后詮子が代行はじめていたと推察している。

てきたと判断できよう。しかし、この件はむしろ詮子と道隆との不和の事例として、女院創設時の要因の一つと考えられる定子中宮冊立が、一条天皇から詮子を遠ざけ、母后的発言力を封じ込め、女院として祭り上げる目論みが、意想外に詮子が女院としての権威と権勢を身につけていったことの証左と看取されるのである。

道隆は一条天皇の定子寵愛を拠り所としてか、正暦四年（九九三）四月二十二日、摂政から関白となつた。『栄花物語』（巻四）は「帝おとなびさせたまひぬれば」と記しているが、一条天皇はまだ十四歳であつたから、『小右記』がその意図を探りかねているのも当然だといえよう。摂政と関白との役割の相違は前記したが、近時さらに明確に認識されるようになって、例えば佐々木前掲論考は、「摂政が父院又は母后的承認を得て、人事、政務を行なうのが基本的な形」であり、「王権代行の摂政と王権補佐の関白は名目上も実質上も全く別である」と述べるに至つている。『小右記』正暦元年（九九〇）八月二十九日条に「今朝造門行事勧賞事、令啓皇太后宮、昨日令申摂政、今朝弁少将告送去、可有勧賞者」とあるのも、当該案件が、摂政道隆に次いで皇太后宮詮子に啓せられている。つまり、王権を代行する摂政といえども父院や母后的承認を経て、政務が決裁されていくのであって、摂政の独断という訳ではない。それに対し、関白はあくまで王権補佐にとどまり、決定権は天皇にあるが、娘中宮定子を介して、親である道隆が信頼関係を深め、助言であつても、その意を通すことが容易である状況になつてきたのであるまい。^{注(17)}

詮子は道隆との軋轢を深める一方、弟道長へは好意を寄せていた。周知の逸話だが、詮子のもとに居る源高明・女明子への求婚を道隆にはとんでもないことと許さなかつた詮子が、道長との仲を認めた（栄花物語巻三）と

いうものであり、それが道隆息伊周が失脚する長徳の変に於いても、道長に内覽の宣旨が下る（日本紀略、長徳元年〈九九五〉五月十一日条）背後に、母后詮子が尽力し、一条天皇を説得したことにつながつていくのである。まさに「女院は、入道殿を取り分きたてまつらせたまひて、いみじう思ひ申させたまへり」（大鏡、道長伝）であつたということなのであろう。

道長の方もこうした詮子の好意、ひとかたならぬ助力に対し、礼節をもつて報いたといえる。古瀬前掲論考は、長保元年（九九九）八月二十一日、東三条院詮子によつて慈徳寺供養が盛大に挙行されたのだが、その準備や奉仕の手配を遗漏なく調べ、左右大臣以下が参列する格式を整えたのが、他ならぬ左大臣道長だとし、次のように述べている。

初めて設置された女院が太上天皇に准ずる地位であることを人々に認知させるために行われたもので、慈徳寺供養を御斎会に准ずるよう奏請したのは左大臣道長であり、供養の準備も彼を中心に行われていることから、女院的地位を確立することには道長の意向が強く働いていたことがわかる。

供養も歴とした儀式であつて、こうした格式ある儀式を通して権威が付帯されるもので、道長や行成による女院への正月拝礼の初見となる長保二年（一〇〇〇）正月元旦の事例（御堂関白記、權記）^{注(18)}も、女院としての権威の確立にともなうところのものであろう。

長保年間に於ける道長と女院詮子との協調関係は、道長の娘彰子の入内そして立后へとすすむ。それも彰子入内が長保元年（九九九）十一月一日であり、その一箇月後の十二月初旬には、一条天皇が藏人頭藤原行成に彰子立后の可否について漏らしたこと（權記、長保元年十一月七日条）から、彰子立后への動きがにわかに始まることとなる。行成の勅許の誤解もあつ

て、立后が早まつたきらいもあるが、長保二年（一〇〇〇）一月二十五日（日本紀略、御堂関白記、權記）には宣言が下る訳だから、入内からわずか四箇月足らずで十三歳の中宮誕生となり、それも定子を皇后とする一帝二后並立という前代未聞の事態を招いている。道長の後宮掌握の体制が一步大きく前進したのも、一条天皇と直接交渉が可能であつた詮子の力に負うところであったことは間違ひなかろう。そして、それは詮子の胸中にも期するところがあつての道隆女定子の皇后への転上の結果であつたろう。

長保三年（一〇〇一）に女院詮子は四十歳を迎へ、御賀の儀式が同年十月九日に土御門第に於いて一条天皇の行幸を仰いで行われたのである。

『栄花物語』（卷七、とりべ野）から引用しておこう。

かくて十月に御賀あり。土御門殿にてせさせたまふ。行幸などあり、いといみじうめでたし。御屏風の歌ども、上手ども仕うまつれり。多かれど、同じ筋のことは書かず。八月十五夜に男女物語して妻戸のもとにゐたるに、弁の輔尹、

天の原宿し近くは見えねどもすみ通はせる秋の夜の月

神楽したる所に、兼澄、

神山にとる榦葉のもと末に群れるて祈る君がよろづ代

などぞありし。

舞人家の子の君達なり。事どもやうやう果つるほどに、殿の君達一所は童にて舞ひたまふ。高松殿の御腹の嚴君は納蘇利舞ひたまふ。殿の上の御腹の田鶴君陵王舞ひたまふ。

（小学館新編全集栄花物語①、三四一頁）

天皇が主催する母后算賀の儀式は、朱雀天皇が母后太后藤原穂子のため

に内裏常寧殿で行つた五十算賀を規範とした『新儀式』に則つて準備されたようだから、内裏外で行われたことは、古瀬氏が認めているように詮子が女院として上皇に準じた地位に比定されることによるのだろう。ところが、詮子の四十算賀は当時の居所である三条院注(20)で行われたのではなく、道長の土御門第で挙行されたのであるから、詮子自身も渡御しなければならなかつた訳である。詮子四十賀の盛儀の場が土御門第であった理由を、池田尚隆氏は「自家、とくに中宮彰子の権威付けをねらう道長の意図を考えないわけにはいかないだろう」注(21)とするが、この時期の「中宮彰子の権威付け」は今さらという感がしないわけでもない。

長保元年（九九九）彰子入内屏風に於いて、その屏風歌を詠進したのは、花山院を別格として公任をはじめとする高遠、齊信、俊賢等の上達部たちであつて、同じく作歌に堪能であつたにしても、当詮子四十賀屏風歌十二首は、道長の三首以外は、輔尹一首、兼澄三首、輔親一首、為時一首、為義一首、道濟一首であつて、ほぼ受領層の歌人であった。しかも、橘為義は道長の家司であり、他の歌人も道長の近習の者たちだといえそうで、そうした歌人を道長自身が撰定しているのである。形の上ではあくまで一条天皇主催の公的儀式であり、その撰歌に一条天皇が関わった可能性もあるとすれば、道長の意図は奈辺にあつたのだろうか。

そこで引用した『栄花物語』の後半に着目してみると、「舞人家の子の君達なり」として、「嚴君」、つまり明子腹の頼宗が「納蘇利」を舞い、倫子腹の「田鶴君」、つまり頼通が「陵王」を舞つたことが記され、算賀に華をそえていることが知られる。これは、詮子の四十賀宴を機会に、まるで家の子郎等のお披露目という趣なのである。そして土御門第が文化の担い手の殿堂の如く屹立して見えてくるといえないのである。ただし、

権勢の実体が虚飾をまとつて傲慢に開陳されているともいえよう。

ところで、『栄花』は道長の二人の子息の舞姿に対して、「この君達の御うつくしさを、誰も誰も涙とどめず見たてまつる人々多かり」としか、その評価を記さないし、そもそも「高松殿の御腹の巖君」を最初に挙げ、次に「殿の上の御腹の田鶴君」を記述するのは、順序が逆転しているといえる。すなわち、「殿の上」つまり嫡妻である倫子腹の長男頼通を前に、「高

松殿」つまり次妻明子腹の次男頼宗を後に記するのが順当というべきなのである。『小右記』(同年十月九日条)には「^(マヤ)龍王の兄は既に愛子たり、中宮の弟、当腹にして長子なり、納蘇利は外腹の子、其の愛猶浅し」とまである。それでは何故『栄花』はあえて逆転して記載したのだろうか。

東三条院詮子四十賀の試楽が同年十月七日に内裏で行われている。その際、陵王を舞った田鶴君頼通に天皇から御衣が下賜され、それを受け父道長は感激して拝舞までしたのであった。算賀儀に童舞が不可欠だったとはいえ、天皇からの御衣下賜の意義は、服藤早苗氏が「御衣の下賜は王權を媒介とした政治的地位の父子継承をより強める」^{注(24)}と指摘する如く、一条天皇が道長の嫡男、つまり後継者としての頼通を認め、その上で「王權との関係を父子で強化することになる」のだから、父親にとってひとしお喜ばしいことなのである。

ところが、実は納蘇利を舞った巖君頼宗の方が絶妙であつたらしく、『小右記』七日条には「見之者無不感歎」とある。さらに算賀当日には、陵王の時は舞い落とした禄を、頼宗は肩に引きかけて舞つた入り綾が格別であったようで、『大鏡』には「いまひとかへり、えもいはず舞はせたまへりし興は、またかかるべかりけるわざかな、とこそおぼえはべりしか」とあり、評価を上げたのである。そのため頼宗の舞の師が、栄爵に与った

ので、道長は不機嫌になり、奥に入ってしまったというのである(小右記)。道長の心情としては当然、頼通の舞の師の方にこそ栄爵が与えられるべきであつて、それは前記した如く「^(マヤ)龍王の兄既に愛子たり」なのであり、注目され賞讃されるべきは頼通の方でなければならなかつたのである。それが道長にとってこの土御門第に於ける詮子四十賀宴開催の秘められた目的であつたはずだからである。

しかし、もちろん一条天皇による母后詮子の算賀儀であるのだから、奉祝される詮子にとってみれば、頼宗が賞讃されることは嬉しかつたにちがいなく、「女院かうぶりたまはせば、大夫殿(頼宗)をいみじくかなしがり申させたまへばとぞ」と『大鏡』は記している。なぜなら頼宗の母は明子であり、その明子を詮子は養女のような待遇で大切に扱つていたのだから、いわば頼宗は詮子にとって愛らしい孫であった訳だ。つまり、『栄花』はこうした事情をいつさい語らないけれども、嫡妻倫子腹の頼通を差し置いて、「高松殿の御腹の巖君」と書き記したといえ、この詮子四十賀宴という祝いの場面性を重視しての逆転現象と筆者はひとまず理会しておきたいのである。

こうして道長は詮子の助力をもつて政権担当者の地位を確保できたにも拘らず、もはや高慢な姿勢を省みることさえしなくなつて、その自立的な一步を印すこととなつた。詮子は長保二年(1001)十一月二十二日崩御するから、まさにその直前の四十賀宴ということになる。

その母后詮子が女院として獲得した権威・権勢(王權代行)を支えとし、道長もまた実務を掌握する一上内覽の時代を通じて実質的な権力構造を築き上げ、頼通に継承していくこととなる。詮子四十賀宴がその端緒足り得たことは、一方で政権を頼通に移譲したことの披露的性質があるとさ

れる寛仁二年（一〇一八）正月二十二日摂政内大臣頼通大饗料屏風に於いて、道長、公任に伍して専門歌人として、輔尹、輔親（能宣男）が名を連ねていること（栄花物語卷十三）もその証左となろうか。

II 上東門院彰子

道長と嫡妻倫子の間に長女として誕生した彰子は、前記した如く長保二年（一〇〇〇）二月二十五日、十三歳で立后して中宮となつた。^{注(28)}一方、帝寵の厚い定子は、脩子（長徳二年〈九九六〉）、つづいて敦康（長徳四年〈九九八〉）を出産し、長保二年十一月十五日には媄子の誕生に及ぶが、そのまま息絶えてしまった。後に残された媄子は詮子に引き取られ、一の宮敦康親王は長保三年（一〇〇一）彰子の養子となつた。居所は内裏とはいえ、幼い彰子に当分懷妊の可能性がない限り、冷泉皇統に対する円融皇統の後嗣として、さらには伊周復権による危惧を払拭するため、道長は敦康を後見せざるを得なかつたのである。^{注(30)}

しかし、二十一歳となつた彰子にも待望の皇子が誕生する。寛弘五年（一〇〇八）九月十一日に敦成親王が、つづいて寛弘六年（一〇〇九）十一月二十五日には敦良親王が生まれたのである。ここに立太子に絡む問題が派生することとなる。道長は皇位繼承者としての敦康の後見を放棄して、寛弘八年（一〇一二）一条天皇譲位によつて冷泉系の三条天皇が即位すると、敦成親王を皇太子とするのである。敦康が立太子する可能性は、後一条天皇（敦成）の東宮であった敦明親王（三条天皇第一皇子）が退位する時にも訪れたが、彰子の推挙にも拘らず、実現しなかつた。親王家別當である行成が漢馬后の故事を『權記』に引く意味を検討した倉田実前掲書が述

べる如く、一条天皇の遺志と敦康本人の意向を尊重して、その立坊を願う彰子像を一貫して描くのは、『栄花物語』なのである。この思いやりを精神的紐帯として弟頼通との関係が築かれていると筆者は推察している。^{注(31)}

彰子が愛育した敦康親王の立太子挫折を「后宮奉怨丞相給」（權記、寛弘八年〈一〇一一〉五月二十七日条）と、彰子が道長を怨んでいたことと、弟頼通が敦康親王と「年来同家朝夕相親」（小右記、寛仁二年〈一〇一八〉十二月二十四日条）という関係で、頼通の正室隆姫の妹との結婚が計られたことの意義も大きいはずである。『栄花物語』（卷十二、たまのむらぎく）には、次のように語られている。

大殿の大将殿、この宮の御事をいとふさはしきものに思ひきこえさせたまひて、つねに参り通はせたまふと見しほどに、大将殿の上の御おうとの中の宮に、この宮を婿取りたてまつらんと思し心ざしたりけるなりけり。（略）式部卿宮いとかひありてもてなしきこえさせたまひけり。一品にておはしまししかば、御有様などいとめでたきに、今はいとど大将殿御後見せさせたまへば、御封などいづれの國の司などかおろかに申し思はんと見えて、いとどしき御有様なるに、大宮よりもつねに何ごとにつけても聞えさせたまふ。

（②七一~三頁）

十五歳の一品式部卿宮（當時帥宮）敦康親王と二十二歳の「大殿の大将殿」頼通との親交が、隆姫妹つまり眞平親王女「中の宮」との結婚を導くためにはじめられたかのような語り口である。そもそも『栄花』は長和二年（一〇一三）十一月十日の婚儀を、長和五年（一〇一六）後一条天皇即位の記事後に置き、いかにも不遇の慰めという設定である。そしてまた、この婚儀に皇太后彰子（大宮）がいっさい関わることなくすすめられたよう

な文脈になっている。

しかし、この婚儀の場は彰子の御所枇杷殿(注33)であり、敦康親王の装束は、彰子方で用意されていた。もちろん中の宮の装束の方は頼通によって調べられて、それが余程の華美であつたためか、『御堂関白記』（同日条）は「其装束甚以過差、是大納言所為也」と記している。まさに頼通にとって、これは「わが御女のやうに、よろづを思しそそきたせたまふ」（栄花）ほどであったということなのである。

敦康親王は結婚後、頼通の高倉第西宅に住んだようで、長和五年（一〇

一六）には女兒が誕生するが、寛仁二年（一〇一八）十二月十七日、二十歳で薨去する。残された女兒を頼通は養女とし、それが後朱雀天皇の中宮に立つ姫子女王だから、正室隆姫に子女が誕生しない頼通にとって、彰子の孫娘子が後宮政策の要となつてくるのである。

そもそも権力中枢の天皇、母后そして摂関は相互の協調関係によつて政治を機能させているのであって、とりわけ頼通の場合は、後一条天皇と後朱雀天皇の母后である彰子への依存性が極めて高く、母后との姉弟関係の延長線上に、次代の天皇の外祖父としての立場を築き得ないので、いかに長く両天皇の母后との親密関係を維持していったのかが摂関政治体制上問題で、それを本節で縷説し、もつて詮子の道長への好意による状況進展とは異なる様相を確認することで、また母后そして女院となる彰子の絶大と言われる権威・権勢を推し測ろうとする次第である。

さて、時を同じくして一方で、九歳の後一条天皇（敦成親王）が即位する長和五年（一〇一六）正月二十九日、道長はついに天皇の外祖父となり、初めて摂政の地位に就いた。(注34) そして、はやくも翌寛仁元年（一〇一七）三月十六日には、その摂政を二十六歳の長子頼通に譲つたのである。しかし、

その後も道長は「大殿」として権力中枢に君臨しつづけることとなる。(注35)

後一条天皇は寛仁二年（一〇一八）正月三日十一歳で元服し、二月には倫子腹の三女威子が入内する。そして、同年十月十六日、威子は立后して、中宮となつた。その立后を道長と頼通に指示したのが彰子であつて、史上有名な一家三后併立（太皇太后彰子、皇太后妍子、中宮威子）の慶祝に当り、道長が詠む「この世をば我が世とぞ思ふ望月の欠けたることのなしと思へば」（小右記）が、道長の栄華絶頂期の象徴として知られることになる。

立后儀の宴席に於ける「この世をば」歌が『御堂関白記』に書かれずに実資の『小右記』には記され、実資が歌を和すことを断わつたものの、この道長歌を吟詠した事情まで明かしている。先学に『御堂関白記』に書かれない理由を考察する多くの謎解きがあるが、道長による小野宮流の知者実資を懷柔する過程にあつての、実資の良好な反応を『小右記』に見出せることを重視すべきであろう。(注36)

前記した寛仁二年（一〇一八）正月二十三日の摂政内大臣頼通大饗料屏風のところから、道長による大臣補任の吉夢の伝達など積極的なアプローチがあつた訳で、この宴席に於いても道長が「右大将可レ勧メ益於我子ニ也摂政」（小右記）とあって、右大將実資は頼みに応じて頼通に益を勧めている。つまり、息子頼通政権にとって、従来批判的立場にあつた実資は欠くことができない必要な人材となり、その取り込みをはかつていたのであって、それに応じた顛末が、『小右記』の方に披瀝されていとみられるのである。

そこで、彰子が妹威子の中宮冊立を早期に勧めた理由も、ただ父道長を喜ばすためにあつたのかという疑問が湧くことになる。頼通が摂政を譲ら

れ、政治的手腕が問われる時期であって、彰子にしても弟頼通への不安が先立つたはずなのである。威子立后の頼通にとっての意義を、倉本一宏氏は次のように述べている。^{注(37)}

すでに一人の女を立后させ、外祖父としての地位を確立している道長とは違ひ、頼通にとって、天皇家とのミウチ関係の構築は、これから的重要課題として、のしかかってきてるのであり、威子の立后に、より積極的にならざるを得なかつたのであろう。この場合、頼通にとっては、彰子が姉、威子が妹であったことも、大きく影響している。頼通は、これまで後一条にとつては国母の弟に過ぎなかつたわけであるが（これは血縁関係の問題である）、威子が立后すれば、中宮の兄ということになり（こちらは姻戚関係となる）、より強いミウチ意識で結ばれることになるわけである。

頼通が中宮の兄となつたにしても一条天皇の寵姫定子の兄であった伊周の場合はおのずから異なるであろうし、それにもまして彰子が天皇及び東宮（敦良親王）^{注(38)}の母后であり、またさらに中宮の姉でもあることの重みを基本的には評価すべきなのであろう。兼家から摂政を譲られた道隆が関白となつたのは、一条天皇（元服は後一条天皇と同じ十一歳の時）がまだ十五歳の時であったことは前記したが、頼通は翌寛仁三年（一〇一九）十二月二十二日には関白に補任されている。後一条天皇はまだ十二歳である。ただその六日後に准摂政の宣下を受けているから、摂政に準じて官奏・除目・叙位の儀を直廬でおこなつたようだ。その後、除目次いで官奏、そして叙位の順で治安二年（一〇二二）まで足掛け三年にわたつて任を解かれていた。^{注(39)}頼通の摂政停止の理由は、後一条天皇が元服したからといふのではなく、やはり幼帝の王権代行を務める外戚としての立場の弱さか

らくるものと判断され、中宮の父であつて帝の外祖父となり、ようやく摂政の任に当つた道長の場合と峻別して、頼通は関白でありますながら、新制の准摂政となつたといえよう。^{注(40)}

坂本賞三氏は摂関政治体制（政治形態）で、「頼通が受けついだもの」として、

天皇幼少のときは天皇大權を代行する摂政、長すれば一人諮詢を行ふ関白、大臣経験がなく直ちに関白に就任できない場合に内覽、という慣行が定着したのは、道長より前に確立していた摂関家の基盤であった（四五頁）。

とした上で、道長の頼通への早期の摂政・関白の委譲を、その立場で身につけさせ鍛える方法を採つたのだとした。つまり、その成果は、道長死後に現われてくるのだろう。

治安元年（一〇二二）七月二十五日に臨時の司召があつた。五月に病惱により亡くなつた左大臣顯光の空席に内大臣頼通が就き、右大臣には小野宮右大将実資が補され、内大臣に頼通の弟教通が任せられた。右大臣であった公季は、寛仁三年（一〇一九）九月二十八日に傳として東宮元服の加冠役を務めたこともあるて、宿老の太政大臣となつたのである。同日、明子腹の頼宗と能信が権中納言から権大納言へ昇進したから、小学館新編全集『栄花物語』がその頭注で指摘するように、「道長の子弟の時代が本格的に到来した」（②二三三頁）ともいえそうで、まずは三十歳の頼通と五歳の実資との体制が始発し、永承元年（一〇四六）の実資の死まで、それは後一条朝から後朱雀朝を通して二十五年近くも続くこととなる。しかし、実質は、万寿四年（一〇一七）十二月四日の道長薨後、実資を頼る頼通の姿が著しく露呈することになつてゐる。^{注(41)}

さて、道長死去の前年、つまり万寿三年（一〇一六）の正月十九日、太皇太后彰子は出家して女院となつた。女院の居所は、ふだんは土御門第だから、翌万寿四年（一〇一七）正月三日に朝覲行幸と東宮の拝覲行啓を受けている。『栄花』には、「帝、東宮さしつづかせたまへるほど、女院の御有様聞えさせん方なし」（巻二十八、わかみづ。③八八頁）と記され、至福の国母の姿を現わし、また天皇家の家長として、その権威を維持していたことが窮い知れる。というのは、後一条天皇と皇太弟敦良親王とが揃つて土御門第を訪れるることは、彰子が太皇太后であった治安三年（一〇一三）に燒亡した時には弟頼通の高陽院に移り住んでいて、長元五年（一〇三一）・長元七年（一〇三四）の正月には、高陽院に行幸、行啓があつた。

ところで、頼通が居住する邸第は道長から譲渡された高倉殿だったが、摶関としての格式と威儀を整えるためか、四方四季の豪邸高陽院の造営に寛仁三年（一〇一九）春ごろから着手し、治安元年（一〇二一）十月二日に新造なつた高陽院に移り住んでいる。翌年の正月には新造後はじめての大臣大饗が行われた（日本紀略、治安二年（一〇二二）正月二十日条^{注(43)}）。

そして、万寿元年（一〇三四）九月十九日には高陽院に於いて駒競が催され、大宮彰子の渡御を仰ぐとともに、後一条天皇の行幸、東宮敦良親王の行啓があつて、その華美盛大な様が『駒競行幸絵巻』に絵画化されている。また翌二十日には後宴の歌会があり、「高陽院行幸和歌」として知られている。慶滋為政が書き記したその和歌序に「多くの政をすべおこなはせたまふ左大臣も、妹背の山の雲もへだたらぬ御仲らひなり」（栄花巻二十三、こまくらべの行幸。②四三四頁）とあって、彰子・頼通姉弟の親密な間

柄が強調され、華麗な殿舎や庭前の美しい景観を彰子に供する目的があつたようで、高陽院造営の意図に土御門第に代わる彰子の居所として提供する考えも頼通に当初からあつたかもしれない。ある。

三原まきは氏は、二十日には既に天皇は還御していて、天皇不在の歌会であるのに「行幸和歌」と伝称される本歌会の本来の性格は、その序をはじめ「岸菊久匂」という歌題及び十七首におよぶ歌の内容から察して、彰子を主賓^{注(44)}とし、その長生を寿ぎ繁栄を祈念する邸主頼通主催の歌会であつたと述べている。閔白左大臣頼通の権威も、やはり母后である姉彰子に支えられているからこそ、和歌序に「あからさまに渡らせたまへるがゆゑに、わが天皇も昨日行幸させたまひて」（傍点筆者）という行文が、王権を主導する彰子を讃える文脈として機能する所以といえるのだろう。

正妻隆姫に子女が誕生せず、後宮政策に苦慮している頼通にも、章子、馨子両内親王しか誕生しなかつた後一条天皇が崩御した長元九年（一〇三六）に、ようやく待望の女児寛子が誕生した。後朱雀天皇（敦良）が即位して、その後がねの成長を待つというのも程遠く、深刻な状況は変わらなかつた。さらに後朱雀天皇には東宮時代に道長四女嬉子腹に親仁親王（後冷泉天皇）が誕生（万寿二年（一〇一五）八月三日）していたし、万寿四年（一〇一七）三月二十三日には三条院の禎子内親王（三代目女院陽明門院）が道長のすすめで参入し、第二皇子尊仁親王（後三条天皇）が長元七年（一〇三四）七月十八日に生まれていたのである。

そこで頼通は養女としていた姫子女王の入内を計るため、後朱雀天皇の母であり、妹嬉子亡き後、第一皇子親仁親王を育てていた彰子の承諾と協せたまふ左大臣も、妹背の山の雲もへだたらぬ御仲らひなり」（栄花巻二十三、こまくらべの行幸。②四三四頁）とあって、彰子・頼通姉弟の親密な間の指摘を整理して述べるように、「禎子内親王と尊仁親王側には、能信と

小野宮流が後見勢力としてあり、後朱雀帝も肩入れしていた」ようなものである。⁽⁴⁵⁾ 頼通にとって後見という足場さえ喪失しかねない後宮の状況であり、その打開にむけて動いたといえる。倉田氏の言うように彰子にとって姫子の父は養子であった敦康親王だから、姫子は孫であって、その孫によって、かつての敦康親王立太子挫折の無念をはらすというようなこともあります。頼通の入内提案に彰子は快よく賛成したと考えられるのである。

長暦元年（一〇三七）の姫子入内の実現は、かつて一条天皇の母后詮子が道長と合議して彰子入内を図った件を想起させるものがある。定子中宮の道隆側に対して後宮に波乱を生じさせたように、中宮禎子は皇后に転上され、尊仁親王とともに居所としていた閑院公成邸（公成妹は能信室）に退出し、参内しなかった。『栄花』に「故皇太后宮（姫子—筆者注）の御をりより、この宮（禎子）をばとりわきあつかひきこえさせたまふ」（卷三十四、暮まつほし。③二九三頁）と記され、禎子内親王を後見する傍流の能信も悔しさを募らせたことであつたろう。

しかし、姫子中宮は二女謀子内親王出産後亡くなり、一女祐子内親王と一人の皇女を残しただけであり、頼通の弟教通の娘生子入内の運びとなってゆく。つまり、二十年間在位した後一条天皇の后は、道長三女中宮威子一人だけだったのに對し、後朱雀天皇の後宮の混乱が、頼通にとって致命的な打撃を受けることとなる。傍流にすぎなかつた明子腹の子息たちの台頭を許すばかりではなく、嫡流の弟教通との確執も生子の立后問題で深めることとなる。後年には関白の後継をめぐり、頼通と教通との兄弟対立があり、彰子の仲介をまつて解決する。この場合、女院としての立場、權威によって事態を收拾したのではなく、実姉として藤氏の家長的存在としての意味合いが強かろう。

詮子が女院として獲得した權力構造を、彰子はそのまま取得したはずなのに、詮子が母として一条天皇のキサキを選定し、立后に及んだ勢いは、後朱雀天皇への姫子入内の時ばかりだったのではあるまい。立后には彰子に主導権があつたようだが、後朱雀天皇の姫子や禎子内親王の場合も、その入内に關しては道長の意向が反映され、國母としては承諾するにすぎなかつたのではないか。ただその承認が女院としての權力そのものだと言えなくもないのであつて、『春記』長暦三年（一〇三九）十二月十七日条では、天皇に近侍する藏人頭を決定する人事にあたつても、閑白頼通が女院彰子の最終的判断を仰ぎ、その上で後朱雀天皇が決定するという段取りが知られる。女院彰子の承諾は、「就中藏人頭を補す事、吾一人の推撰なり」（春記、長久元年（一〇四〇）八月九日条）とする、王權が行使する人事権に介入して優越していたことになろう。⁽⁴⁶⁾ だが、こうして後朱雀天皇が側近の蔵人頭の人選にさえままならず地団太を踏むようなことがあつたにしても、結局詮子・道長姉弟共同の權力闘争とその構築という点では、彰子・頼通姉弟連繫は見劣りするということなのだろう。

III 薄雲女院—『源氏物語』の世界

「薄雲女院」なる称呼は、薄雲卷で「くなる藤壺中宮を指し、古注や古系図に於いて用いられ、藤壺宮が女院であった認識を示している。ところが、その「女院」にしても、呼称自体が物語本文中に使用されることはなく、その上女院になつたことが想定される澪標卷以降の、絵合巻に於いて「女院」の称呼ではなく再び「中宮」が用いられていて、このような呼称の混乱、錯綜による藤壺宮の身位の不確定性が、ともすると冷泉朝やその

後宮の支えとなるべく重要な物語局面での藤壺宮の存在意義を左右しかねないのではないかと思われる所以である。いや、そもそも藤壺宮の身位については桐壺卷当初から不確定性がつきまとっていた。物語は何故、主人公光源氏の最愛の女^{ひと}であり、秘匿された冷泉帝の実父として准太上天皇まで押し上げる役割を担う藤壺宮に対して、その不分明な身位呼称の「揺れ」を物語の時空に抱え込んでいるのであろうか。

藤壺宮は、「先帝の四の宮」であって、桐壺帝へは内親王として入内している。内親王が入内した場合、「女御」ではなく、「妃」であることを、史上の内親王入内例が示している。『源氏物語』は、藤壺宮を一度も「女御」と呼ばないし、だからといって「妃」であることも積極的に強調してはいないのが、わずかに桐壺卷末近くに「光る君」と並び称される藤壺宮を「かかやくひの宮」と紹介する。その「ひの宮」こそ「妃の宮」と理解すべきだと主張したのは、今西祐一郎氏^{注(47)}であった。この「女院」呼称に先立つ藤壺宮の身位を表わす「妃」も物語状況の中であえて埋没させるが如くに、使用が控えられていると思われる。

周知の『源氏物語』冒頭には「いづれの御時にか、女御更衣あまたさぶらひ給ひけるなかに」とあって、藤壺宮が「妃」であるならば、令外の後宮成員たる女御更衣に混じって「妃」が共存することを認めなければならなくなる。史上では淳和朝以後、妃・夫人の任命はなくなるが、多くの女御が伺候した醍醐朝に至って「妃」が復活し、女御更衣との共存がみられるのである。その妃こそが「先帝」と称されるに相応しい光孝天皇の皇女である為子内親王であり、桐壺帝の準拠として古注以来指摘されている醍醐天皇の妃であったのである。

令制との兼ね合いで、妃・夫人・嬪・女御・更衣というキサキ序列が成

立していく、妃の内親王は品位で別格で、次の夫人の位階が従三位であつたのに對して、女御が正五位下以上というところであれば、妃と女御との格差は歴然としていたはずであろう。はじめ低かった女御の地位が時代を経て皇后に次ぐ身分となるような後宮政策の成果は、外戚となるために暗闘した藤原氏の手腕によるところであつたはずだ。いわば『源氏物語』は、そういう過程を物語状況に組み入れて描いている。

藤壺宮が冷泉の出産に際し、氣丈に生きながらえようと心に誓うのは、「弘徽殿などの、うけはしげにのたまふと聞きしを、空しく聞きなしたまはましかば人笑はれにや」（紅葉賀卷）と思うからであつたが、そこには右大臣の娘弘徽殿女御の呪詛が想定されている。為子内親王は、お産により他界するが、「九曆」（逸文）の天曆四年（九五〇）六月十五日条の記事に拠れば、藤原穂子の母（基經室）の怨靈が憑依したために為子が夭折した^{注(49)}と考えられていた。

このような弘徽殿女御側の敵対行為は、藤壺宮の入内に際しても、母后が「あな恐ろしや、春宮の女御のいとさがなくて、桐壺更衣の、あらはにはかなくもてなされにし例もゆゆしう」（桐壺卷）と、まず弘徽殿女御側の妨碍を懸念し、姫宮の入内に躊躇していたから、その顯現として皇子出生という政治的重要局面に物語は両者の緊張関係を引き出していたといえよう。たとえ「母が後の宮であるという最高貴の内親王」（藤本論考）である藤壺宮が入内して「妃」であつたとしても、その身分格差をもつて他の女御、とりわけ東宮の母弘徽殿女御を圧倒して平穏な日々を送ったという物語状況ではなかった。

藤壺宮のモデルの一人と考えられる為子内親王は入内して「妃」であつたが、早逝して立后していない。それに対し藤壺宮は弘徽殿女御方の呪詛

にもめげず、立后するに至るのであり、この間、後藤祥子氏の言うように、一度も女御と呼ばれることのないまま紅葉賀卷卷末で立后する意味は看過できないのである。^{注(50)}

七月にぞ后るたまふめりし。源氏の君、宰相になりたまひぬ。帝おりるさせたまはむの御心づかひ近うなりて、この若宮を坊に、と思ひきこえさせたまふに、御後見したまふべき人おはせす。御母方の、みな親王たちにて、源氏の公事知りたまふ筋ならねば、母宮をだに動きなきさまにしおきたてまつりて、つよりにと思すになむありける。弘徽殿、いと御心動きたまふ、ことわりなり。されど、「春宮の御世、いと近うなりぬれば、疑ひなき御位なり。思ほしのどめよ」とぞ聞こえさせたまひける。げに、春宮の御母にて二十余年になりたまへる女御をおきてまつりては、引き越したてまつりたまひがたきことなりかしと、例の、安からず世人も聞こえけり。

(小学館全集、(1)四一九頁)

藤壺宮が立后する。この文脈では、それが皇后なのか中宮なのか明らかにされないまま、東宮の母弘徽殿女御を差し置いての立後の理由と桐壺帝の英断が示される。そして、この立后が、若宮（冷泉）の立太子を意図する前提としてあつたはずなのに、物語は非難をあえて立后に集中させて、立太子の目論みを輪廻させる如くである。

小嶋菜温子氏は、承香殿腹の第四皇子をはじめとして立太子争いの有資格者がいて、当然立坊争いが生ずるはずなのに、「それが表面化しないですんだのは、ひとえに物語の操作によるもの」とし、^{注(51)}冷泉立坊の正当性が不問のまま、なしくずしに事は運んでいると指摘している。さらに冷泉の誕生にあたって、産養の場が設けられず、「正統なる皇嗣としての足固め」

がされないことが、実父光源氏につづいて、「史的な文脈を回避している」と述べている。この藤壺宮の立后が、冷泉が罪の子であることを物語の内に潜めさせながら、桐壺帝があくまで劣り腹の皇子であつたがゆえに光源氏を立太子できなかつた、その代わりとして立坊に執着するという迷妄を描くとなれば、そうした産養欠如の氣脈さえ冷泉の血脉を証しているものと判断されなくもなかろう。

それはまだしも、桐壺帝が聖代となるべき正統な皇統をもし父の一院系ではなく、叔父の亡き先帝系にあると考えていたならば、若菜上巻で明らかとなる藤壺宮の異腹の妹、つまり更衣腹の源氏であった姫宮が朱雀院の東宮時代、藤壺女御として迎えられていた事実も蔑ろにできまい。その女御の準拠として『花鳥余情』が挙げる光孝天皇皇女源和子は、宇多上皇が皇權強化を図るために醍醐天皇に入内させた。前記宇多を実兄とする為子内親王の件と合わせ考えれば、あたかも桐壺帝が同じように皇權強化を図ったかのように見える。しかし、準拠やモデルの背景は、むしろ政治闘争ゆえに桐壺帝の思念に伏在する亡き先帝時代への慚愧を明らかにしているのかもしれない。桐壺帝に皇權強化を図らせるのであれば、前掲引用本文に「御母方の、みな親王たちにて、源氏の公事知りたまふ筋ならねば」などという文脈形成には至らなかつたはずであろう。

ところで、内親王立後の例は、前掲後藤論考に朱雀天皇皇女昌子内親王と嵯峨天皇皇女正子内親王が挙げられている。前者は立后まで女御と呼ばれた形跡がないが、所生子なき立后で、所生子の立太子を目的とする藤壺宮の立后という、この局面での様相とは異なるにしても、朱雀天皇から村上天皇へと久々に皇位が兄弟継承された時、朱雀の皇女昌子内親王が村上の皇子冷泉天皇（憲平親王）に嫁し、皇后となつたことは、皇統の分裂を

収束させることができるので、先帝の四の宮である藤壺が、一院系の桐壺後宮に参入する構図とその意味は、まさに対応しているといえるのである。

注(53) 御封賜はらせたまふ。院司どもなりて、さまことにいつくし。

(2) 一九〇頁

それに対して後者の正子内親王は、この立后[→]立太子局面以降の物語状況に結び付くようである。嵯峨の皇太弟淳和天皇の后となつた正子内親王は恒貞親王を産み、その恒貞が立太子するのだが、廢太子の憂き目にあってしまう。冷泉の立坊は、前掲引用本文にあつたように朱雀帝への譲位と引き替えにした桐壺帝の意思によるところだが、いかんせん後見に不安があり、せいぜい「母宮をだに動きなきさまにしおきたてまつりて、つよりにと思すになむありける」というのが実状であり、その後見の脆弱さを浮き彫りにしていた。まして桐壺院の没後、堰を切つて右大臣と弘徽殿大后が画策に走り、光源氏の須磨退去前後には宇治の八宮を擁立し、冷泉の廢太子に及ぶという陰謀が切迫していた。承和の変で太上天皇の遺志が反故にされ廢太子される恒貞親王という歴史的背景と、「人笑へ」となる予感につながれて、『史記』の戚夫人の例を身に受けて覚悟する藤壺宮は、正子内親王のみをモデルとして指摘できるというのではなく、むしろ浅尾広良氏が述べる如く、「賢木卷から須磨卷における藤壺と皇太子冷泉が置かれた立場は、まさに正子内親王と恒貞親王のそれに限りなく近い」とすべきであるう。

しかし、この危機は朱雀帝に承香殿女御腹の皇子が誕生することで回避されたよう^{注(55)}で、源氏が召還後、澪標卷で冷泉は即位する。それにともなつて、藤壺宮は賢木卷で既に出家の身となつていたから、母后としての処遇が問題となり、〈女院〉としての身位が与えられてくる。

入道后の宮、御位をまた改めたまふべきならねば、太上天皇になづらへて、

「入道后の宮」という称呼が、出家後の藤壺宮の身位を適確に言表しているのならば、落飾後もその身は中宮であつて、出家が后位に影響を及ぼさないことは、史上に於いても既に共通認識になつてゐる。その上で「御位をまた改めたまふべきならねば」以下の文脈を考えれば、中宮から皇后へと后位の転上を妨げる理由が何であれ、その序列外の待遇が要請され「太上天皇になづらふ」身位となつたということであり、それが「院司」などをともなう処遇であるのだから、〈女院〉となつたと判断される訳である。

『弄花抄』などが「尼に成給しかは皇太后などに成給ふへきならねは也」として出家の身であることを皇太后への転上の障害と考えるよりは、出家の身であるからこそ、「太上天皇になづらふ」女院の身位が選び取られているのであり、史上に唯一その先例があつたのである。それは他ならぬ一条天皇の母后、東三条院詮子であった。朱雀院は上皇であり、その母の弘徽殿大后は太皇太后宮であつたろう。つまり、藤壺宮の女院は、極めて政治的な処遇であったということであり、篠原前掲論考が言うように、桐壺院の皇位継承の思念が一条天皇の父円融天皇と重なるものと読めば、物語の準拠やモデルは、いつきよに『源氏物語』成立時の様相に直続する背景をもつてくることになろう。

物語が虚構として樹立する皇統や中宮・女院のあるべき権威、そうした諸事に現実の状況が錯綜して構築され、物語は展開すべき方向を見定めているといえる。浅尾広良氏は次のように述べている。

上皇として朱雀院がいながら、新たに藤壺を「太上天皇になぞらへ」たとい

うのであり、冷泉帝の祖を据え直すことになる。しかも、物語はこの新しい

「太上天皇」の意志として、秋好の入内および立后が強行に推し進められていくのである。

冷泉帝を後見する内大臣光源氏は、前坊妃六条御息所の娘前斎宮秋好を養女(注57)として、十一歳とまだ幼い冷泉帝より九歳も年長でありながら、「大人しき御後見は、いとうれしかべいこと」(漆標巻)とする藤壺宮との相談の上、その後宮に送り込むのである。その入内計画が、一条天皇への彰子入内を女院詮子が発議し、道長と共同で推し進めていたことに照応するばかりではなく、彰子立后に至るまで関わる摂関家の後宮政策として物語に顕現しているといえるのである。

しかし、ここに問題が浮上した。藤壺宮は確かに女院となっていたはずだから、后位停廢されていて、既に「中宮」ではなかったのに拘わらず、総合巻で再び「中宮」呼称を用い、それも「前斎宮の御参りのこと、中宮の御心に入れてもよほしきこえたまふ」とか、藤壺宮の御前での物語絵の披講に際しても、「中宮も参らせたまへるころにて」と、ことさら繰り返し使用し、「中宮」であることを強調しているのである。

もし「女院」呼称を用いれば、園明美氏が危惧する如く、それは直に現実の詮子を想起してしまうから、物語と言えども詮子に憚って「女院」呼称を使用しないとも考えられなくはないが、むしろ総合巻の物語状況が要請し、「中宮」呼称を積極的に再生していると思われる。それについて、小学館全集の頭注に「ここであえて中宮というもとの地位で呼んでいるのは、冷泉帝にいまだ中宮が定まっていない状況をいうとともに、国母とし

て権威の人であることを強調したためか」(2)三五九頁)と指摘されるのが、示唆的だ。

この入内が後見役とする光源氏との合議の上で実行されるとはいえ、前斎宮に好意を寄せる朱雀院の意向を無視し、なお縁合が昔の頭中将である権中納言方の弘徽殿女御と親しむ冷泉帝を切り離し、縁合での勝利が斎宮女御を中宮とする根拠を物語的に与えているのだから、それはとどのつまり、中宮=国母としての権威の発動実践であり、その中宮を藤壺宮が前斎宮秋好に譲り継承することが、先帝とそれを支えた臣下に報いることになってくるのである。冷泉帝は桐壺帝の意思を介して先帝とつながる皇統譜を形作るといえよう。その桐壺帝の中宮である藤壺宮が女院となつたことは、現実の円融天皇系と対峙する兄冷泉天皇系の両統迭立を踏まえながら、皇統の直系問題を中宮彰子とともに直視せざるを得ない物語作者の時空が抱え込まれているのであろう。その意味で、藤壺宮の「女院」と「中宮」との呼称混乱は、史上の人物を複合的に摂取する虚構としての物語構築と直面する現実の史的背景との攻めぎ合いの狭間に現象していると思われるのである。

注

(1) 玉井力『平安時代の貴族と天皇』(岩波書店 平成12年)

(2) 拙稿『『栄花物語』の記憶—三条天皇の時代を中心として—』(『栄花物語の新研究—歴史と物語を考える』新典社、平成19年)

(3) 例えば野村同書(二〇八頁)の「禎子内親王が生まれた時、外祖父の道長は大そう喜んで、通常は皇子に与える御刀を与えたのである」とする記述は、禎子内親王誕生時の事情を正確に伝えていない。道長は喜んで

もいないし、道長が御刀を与える立場でもない。詳しくは前掲拙論に拠られたい。なお玉井力前掲書の分権認識にも修正を迫る意図があつての引用掲出である。

(4) 橋本義彦前掲書（一五一頁）。なお「混乱した后位の序列」とは、同書が指摘する女御から皇太夫人を経ないで直接皇太后に転上したことをいう。

これは遵子が皇后として居たことによる。また兼家を引き継いで摂政となつた道隆が、娘定子の立后を望み、正暦元年（九九〇）六月、中宮とした。中宮職の慣例を無視した皇后四人の併立により、高松百香「女院の成立——その要因と地位をめぐって」（『総合女性史研究』¹⁵、平成10年3月）は、「皇后三人」に復するため、詮子を后位から外し、その受皿として、女院位を作り上げた」とする。それに服藤早苗「王権と国母——王朝国家の政治と性」（『民衆史研究』⁵⁶、平成10年11月）が賛している。

(5) 末松剛「即位式における摂関と母后的登壇」（『日本史研究』⁴⁷、平成11年11月）

(6) 藤木邦彦「藤原穂子とその時代」（『東大教養学部人文科学紀要』³³、昭和39年7月。のち『論集日本歴史三 平安王朝』（有精堂、昭和53年）に再録され、『平安王朝の政治と制度』吉川弘文館、平成3年）は、朱雀・村上両天皇の母后となつた穂子が、女院の権勢を先駆的に作り上げていたとし、それは国母の権勢が本質をなしているからだとする。

(7) 末松前掲論考には桓武・文徳・清和・宇多時に新天皇（子）によつて即位式当日に皇太夫人とされても、母后として即位式に皇位継承を見守ることが機能していらないという。詮子を女御から直に皇太后とした根拠となるかもしれない。なお為政者が先例を自分たちの都合の良い様に解釈し、その結果良い所取りに実践されるのは批判されるにしても当然のことであろう。

(8) 日崎徳衛「政治上の嵯峨上皇」（『日本歴史』²⁴⁸、昭和44年1月）、佐藤信

「摂関制成立期の王権についての覚書」（山中裕編『摂関時代と古記録』吉川弘文館、平成3年）

(9) 吉川真司「摂関政治の転成」（『律令官僚制の研究』塙書房、平成10年）は、母后的内裏居住という幼帝への日常的後見を重視する。

(10) 『采花物語』（巻三、さまざまのよろこび）に寛和三年（九八七）の記事として、「后宮、東三条院におはしませば、正月一日行幸あり」とある。当行幸を史書に確認できないし、東三条院の居所と疑わしく、母后優遇の根拠とはできない。

(11) 白根靖大「中世前期の治天について——朝覲行幸を手掛りに——」（『歴史』⁸³、平成6年9月）。なお同論考には院政期以前の朝覲行幸の一覧表を付す。要するに一条天皇の詮子への正暦・長徳期の朝覲行幸をどう理解するのかということである。ともかく同氏の「藤原氏にとって女院の創設がたいへん意味深いものとなつてくる。摂関政治に果した両女院（東三条院・上東門院—筆者注）の役割、特に、王権と女院という観点から深めていくことが、女院研究や摂関期の政治史の追究にもつながるのではないか」とする提言は貴重である。

(12) 服藤前掲論考及び同著『平安王朝の子どもたち——王権と家・童』（吉川弘文館、平成16年）

(13) 『小右記』正暦元年十一月十六日条には「從去月心神不例、飲食難受」（傍点筆者）とある。

(14) 佐々木宗雄「王朝国家期の王権」（『文化史学』⁴⁵、平成元年11月）。ただ後掲の例からもこれより数箇月前と見做してもよいかもしれない。

(15) 古瀬奈津子「摂関政治成立の歴史的意義——摂関政治と母后——」（『日本史研究』⁴⁶³、平成13年3月）。以下古瀬同論考に多くの学恩を負う。

(16) 坂本賞三「藤原頼通の時代——摂関政治から院政へ——」（平凡社、平成3年）の言う関白の一人諮問が機能したと考へてもよいだろう。

(17) 後の帥殿伊周のことだが『大鏡』(道長伝)に「帝、皇后宮(定子—筆者注)をねんごろにときめかさせたまぶゆかりに、帥殿はあけくれ御前にさぶらはせたまひて、入道殿(道長)をばさらにも申さず、女院(詮子)をもよからず、ことに触れて申させたまる」(新編全集、三二八頁)とある。

(18) 服藤前掲論考が示唆的に指摘している。

(19) 倉本一宏「彰子立后をめぐって」(『摂関政治と王朝貴族』吉川弘文館、平成12年)が、立后までの経過について『権記』を追い詳細に検討している。なお繁田信一『天皇たちの孤独 玉座から見た王朝時代』(角川書店、平成18年)は、長保元年十二月一日の太皇太后昌子内親王崩御を重視している。

(20) 『権記』同年一月十日条に「三条院」に還啓したとあり、『栄花』も「院は三条院に、またの日ぞ帰らせたまふ」と記す。ただ「三条院」は「東」の誤脱の可能性もある。なお道隆摂関期の正暦四・五年は土御門第を里邸としていたので朝観行幸は土御門第にあった。

(21) 池田尚隆「里内裏と行幸——一条天皇と藤原道長の距離」(鈴木日出男編『ことばが拓く古代文学史』笠間書院、平成11年)

(22) 杉崎重遠『平安中期歌壇の研究』(桜楓社、昭和52年)。筆者は杉崎氏と同じく道長が上卿(担当責任者)として全てを取り仕切っているとみる。

(23) 目崎徳衛「藤原道長における和歌」(前掲『摂関時代と古記録』)

(24) 服藤早苗前掲書。なお頼通は既に長徳四年(九九八)十一月十九日童殿上を聽されている。元服は長保五年(1001)二月二十日である。

(25) 小学館新編全集『大鏡』頭注は「頼宗の母明子は、女院詮子の養女格で特別のつながりがあった」(四〇二頁)とする。

(26) 玉井力前掲書(九頁)は、弁官たちが一上でない閑白頼通のもとに足を運び指示を受けていたことを指摘している。

(27) 田島智子『屏風歌の研究 論考篇』(和泉書院、平成19年)

(28) 彰子立后的經緯も詮子の思惑絡みで複雑だが、『権記』長保二年一月二十五日条に拠れば、「以女御從三位藤原朝臣彰子為皇后之由可仰」とあるから、一条天皇の意向は彰子を「中宮」ではなく「皇后」とすることだった。

(29) 倉本一宏『一条天皇』(吉川弘文館、平成15年)は、平安中期の醍醐から後朱雀までの十四人のキサキの初産年齢の平均は二十一・四歳であるとする。

(30) 第一皇子敦康親王の皇位繼承を願う一条天皇にとつても道長方の後見が必要とした。詳しくは倉田実『王朝摂関期の養女たち』(翰林書房、平成16年)「敦康親王と彰子」参照。

(31) 倉本一宏『摂関政治と王朝貴族』(前掲)『栄花物語』における「後見」についての「補註」に於いて「道長が後見を放棄した後の、彰子と頼通による敦康への後見は、彼らの政治姿勢を考える上で、大きなテーマとなるのであろう」(二八三頁)とする。

(32) 道長が正室倫子の妹と異母兄道綱との結婚によって、その協力関係を確認したことの意義に比して、敦康の結婚を介しての姉弟の政治的協調路線を考えている。

(33) 山中裕編『御堂関白全註釈 長和二年』(高科書店、平成11年)は「この日の婚儀の場となつた枇杷殿へ参入する者の行動に対する敬語表記の欠如により、参入したのは具平親王女の方であり、枇杷殿において、敦康親王が具平親王女を迎える形式の婚儀であったことが分かる」(三六三頁)

(34) 後一条天皇の受禅は里内裏土御門第に於いてなされ、幼帝は母后彰子のいる寢殿に赴き挙式している(御堂関白記)。

(35) 大殿挙式の初例として『小右記』寛仁三年(1019)正月一日条にみ

え、摂政頼通が諸大夫とともに挙兵に立っている。

(36) 田島智子前掲書「道長と実資——「この世をば」歌の背景——」。なお三条天

皇時代の道長への実資の批判を検討した前掲拙論参照。

(37) 倉本一宏『摂関政治と王朝貴族』(前掲)「威子立后決定の日」

(38) 東宮敦明親王の退位によって、寛仁元年(1017)八月九日、敦良が

立太子した。

(39) 米田雄介「准摂政について」(『日本歴史』34、昭和52年6月)。道長は眼病

を患った三条天皇の時、准摂政となっている。

(40) 坂本賞三前掲書。

(41) 坂本前掲書並びに同氏「春記」に見える頼通の時代』(『狭衣物語の新研究—頼通の時代を考える』新典社、平成15年)

(42) 長和五年(1016)七月に焼亡し、寛仁二年(1018)六月再建なる。

但し以前に比べて見劣りがしたようだ。

(43) 鵬谷寿『平安貴族と邸第』(吉川弘文館、平成12年)

(44) 三原まさき「高陽院行幸和歌の性格」(前掲『狭衣物語の新研究』)

(45) 倉田実前掲書「姫子女王の境涯」(三七八頁)。保立道久『平安王朝』(岩

波書店、平成8年)は、明子腹の頼宗が後朱雀の皇太弟時、東宮大夫の任
にあり、その弟能信は中宮妍子の権亮を経て中宮權大夫となり、また禎

子の皇后宮大夫であったこと、及び後朱雀が禎子腹の第一皇子尊仁親王

と長く過ごしてきた事情を考慮して、「後三条(後朱雀即位時、三歳)を
皇太子としようと考えた可能性は否定できない」(一四五頁)とした。ま
た加納重文「後朱雀帝譲位の前後」(鑑賞日本古典文学第11巻『栄花物語・
紫式部日記』角川書店、昭和51年)は、後朱雀の皇太弟時、東宮傳であつ
た実資の影響を重視している。

(46) 服藤早苗「栄花物語」と上東門院彰子「歴史評論」63、平成15年5月)
に指摘されている事例である。

(47) 今西祐一郎「かかやくひの宮」考』(『文学』昭和57年7月)。以下同論考

の学恩に拠る。なお「妃」説に疑問を呈する増田繁夫「藤壺は令制の

〈妃〉か」(大阪市立大学「人文研究」平成3年12月)は「藤壺の地位を明確
に示す記述がないのは、「妃」と呼ばれることがあるが、また「女御」
とも呼ばれてもよいやうな曖昧な地位であつたからだ」とする。

(48) 玉井力「女御・更衣制度の成立」(『名古屋大学文学部研究論集 史学』19、
昭和47年3月)

(49) 篠原昭一『源氏物語の論理』(東京大学出版会、平成4年)『源氏物語』
と歴史意識—冷泉院をめぐって—や藤本勝義「源氏物語における逆転
する史実と準拠—藤壺と先帝をめぐって—」(『国語と国文学』平成17年10月)
などが指摘する。なお藤本論考に述べられる「先帝は桐壺帝の一代前の

帝で、一院の弟であり、桐壺帝の叔父と想定されている」とする言説には賛する。

(50) 後藤祥子「藤壺の宮の造型」(森一郎編『源氏物語作中人物論集』勉誠社、
平成5年)。ただ筆者の意図するところとは異なつていて、女御と呼ばれ
ないからといって女御でないと断定できないとする反論に対しても謂で
ある。道長時代その娘妍子、威子、嬉子は尚侍からいっても必ず女御と
なつて立后する。つまり女御のキサキとしての階梯地位が定まっている
といえよう。

(51) 中宮であることが次巻花宴巻の冒頭で明かされる。引用本文の後に「同じ宮」とある本文が、多くの諸本では「同じ后」とあるのに従つて、こ
こ紅葉賀巻では中宮であることをあえて明かさない本文の有様と捉える。
小嶋菜温子「紅葉賀巻の光源氏と冷泉帝—准拠としての童舞と産養から」
(前掲『ことばが拓く古代文学史』、のち『源氏物語の性と生誕—王朝文化史論』
立教大学出版会、平成16年)

(53) 山本一也「日本古代の皇后とキサキの序列—皇位継承に關連して—」(『日

本史研究」47、平成13年10月)

(54) 浅尾広良「藤壺の准拠」(『人物で読む「源氏物語』第四巻—藤壺の宮』勉誠

出版、平成17年)

(55) 神野藤昭夫「宇治八の宮論—原点としての過去を探る—」(『源氏物語と古代

世界』新典社、平成9年)

(56) 浅尾広良「太上天皇になぞらふ御位」攷」(『研究講座 源氏物語の視界⁴』

新典社、平成9年。のち『源氏物語の准拠と系譜』翰林書房、平成16年)

(57) 光源氏が秋好を養女とする理由を考えると、六条御息所の父大臣が先帝の治世に関わることや、前坊の準拠として保明親王を指摘し、その娘熙子女王が朱雀天皇の女御となり、昌子内親王を産むことなど考察すべきことは多い。

(58) 沼尻利通「物語の国母—『うつは物語』『源氏物語』を中心に—」(『日本文学』平成14年9月)。なお養女とする点などは姫子入内に近似するが、それは後の時代のことである。

(59) 園明美「絵合巻における「中宮」呼称」(『古代中世文学論考第17集』新典

社、平成18年)

(60) 辻和良「秋好中宮について—冷泉帝、正統化への模索—」(『論叢源氏物語2歴史との往還』新典社、平成12年)。前坊を重視しての論で、冷泉皇統の正統化に資する。

(くげ ひろとし 文化創造学科)